

熊本市国民健康保険条例の一部改正について

熊本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提出理由）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第26号）の施行に伴い、保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得判定基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。